

1 改正の理由

- (1) 国は、令和 4 年 4 月 1 日、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条に基づき定められている水質汚濁に係る環境基準のうち、①公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目である「六価クロム」については、新たな知見を踏まえ、環境基準値を改めた。②生活環境の保全に関する環境基準の項目である「大腸菌群数」については、簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことを踏まえ、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標である「大腸菌数」に改め、大腸菌数の単位については CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit)) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する、とした。
- (2) 上記環境基準の見直しを踏まえて、国は、令和 6 年 1 月 25 日、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（環境省令第 4 号。以下「改正省令」という。）を公布した。概要は㊦水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号）の改正。㊧排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号、以下「排水基準省令」という。）の改正。である。
- (3) 石狩市公害防止条例施行規則（昭和 48 年規則第 4 号。以下「規則」という。）において、排水基準省令に準拠し定めている規定について、文言の整理も含め所要の改正を行うものである。

2 改正内容【改正案】

(1) 第 6 条

「条例第 2 条第 8 項第 2 号で規則で定める項目は、」から「条例第 2 条第 8 項第 2 号の規則で定める項目は、」に改める。第 11 号「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

(2) 別表第 2（第 7 条関係）

2 汚水等に係る排水基準の（1）人の健康の保護に係る項目「有害物質」欄中「六価クロム化合物」に係る「許容限度」欄にある「1 リットルにつき六価クロム 0.5 ミリグラム」を「1 リットルにつき六価クロム 0.2 ミリグラム」に改める。（2）生活環境の保全に係る項目「項目」欄中「大腸菌群数（単位 1 立方センチメートルにつき個）」を「大腸菌数（単位 1 ミリリットルにつきコロニー形成単位）」に、同項目に係る「許容限度」欄にある「日間平均 3,000」を「日間平均 800」に改める。

(3) 別記第 3 号様式（第 9 条関係）

別紙 1 の備考 3 中「6 価クロム」を「六価クロム」に改める。別紙 2 の備考 1 中「6 価クロム」を「六価クロム」に改める。

改 正 前		改 正 後	
(水素イオン濃度等の項目)		(水素イオン濃度等の項目)	
第 6 条 条例第 2 条第 8 項第 2 号で規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。		第 6 条 条例第 2 条第 8 項第 2 号の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。	
(11) <u>大腸菌群数</u>		(11) <u>大腸菌数</u>	
別表第 2（第 7 条関係）		別表第 2（第 7 条関係）	
2 汚水等に係る排出基準		2 汚水等に係る排出基準	
略		略	
(1) 人の健康の保護に係る項目		(1) 人の健康の保護に係る項目	
有害物質	許容限度	有害物質	許容限度
略	略	略	略

六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム <u>0.5</u> ミリグラム	六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム <u>0.2</u> ミリグラム
略		略	
(2) 生活環境の保全に係る項目		(2) 生活環境の保全に係る項目	
項目	許容限度	項目	許容限度
略	略	略	略
大腸菌群数 (単位1立方センチメートルにつき個)	日間平均 <u>3,000</u>	大腸菌数 (単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位)	日間平均 <u>800</u>
略	略	略	略
別記第3号様式		別記第3号様式	
別紙1		別紙1	
略		略	
備考 略		備考 略	
3 排水の水質のうちその他のものの含有量の項目欄には、カドミウム、シアン、有機りん、鉛、全クロム、 <u>六価クロム</u> 、ひ素、総水銀、アルキル水銀、フェノール類のうち汚水等排出施設から排出されるものすべてを記入すること。		3 排水の水質のうちその他のものの含有量の項目欄には、カドミウム、シアン、有機りん、鉛、全クロム、 <u>六価クロム</u> 、ひ素、総水銀、アルキル水銀、フェノール類のうち汚水等排出施設から排出されるものすべてを記入すること。	
略		略	
別紙2		別紙2	
略		略	
備考 1 排水の水質のうちその他のものの含有量の欄は、カドミウム、シアン、有機りん、鉛、全クロム、 <u>六価クロム</u> 、ひ素、総水銀、アルキル水銀、のうち汚水等排出施設、汚水等処理施設又は工場若しくは事業場からの排出されるものをすべて記入すること。		備考 1 排水の水質のうちその他のものの含有量の欄は、カドミウム、シアン、有機りん、鉛、全クロム、 <u>六価クロム</u> 、ひ素、総水銀、アルキル水銀、のうち汚水等排出施設、汚水等処理施設又は工場若しくは事業場からの排出されるものをすべて記入すること。	
略		略	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

### 3 施行 (予定)

改正省令の施行に合わせ、下記の通りとする。

令和6年4月1日 (六価クロム化合物に係る改正)

令和7年4月1日 (大腸菌群数に係る改正)